

## 特集にあたって

手 島 繁 一（法政大学講師・協同総研常任理事）

日本労働者協同組合連合会と協同総合研究所は、深刻化する不況と雇用不安の中で、これを働くものの立場から変革的に打開していくことをめざして、全国縦断シンポジウム「雇用不安と労働の未来」を開催することにしました。その準備として、1月8日、明治大学で「新春懇談会」が開かれました。特集の各稿は、当日の参加者の発言を文章にしていただいたものと、研究所が会員の皆さんにお願いしたアンケートをもとに原稿化していただいたものです。

### 『朝日新聞』の記事への反響

ところで、1月5日の『朝日新聞』に、「労働者協同組合法の制定を」と題した「主張・解説」が掲載されました。岩垂弘・編集委員の筆になるものです（P2参照）。この中では、日本労協連、労働者協同組合グループ、生協関係のワーカーズ・コープなどの運動の現状が紹介されており、さらに雇用情勢の深刻化の中で労働者協同組合運動が雇用創出の面で持つ意義と有効性が説かれています。そして「我が国でも労働の形態が多様化してきて」おり、「それに機敏に対応する法制面での検討が急がれるべきではないか」として、労働者協同組合法制定の必要性が強調されています。

労働者協同組合運動を進めてきた私たちにとっては、まさに新春の「お年玉」と言ったところでしょうか。

### 通産省との対話が始まった

「懇談会」では、ひとしきりこの記事のことが話題になりました。日本労協連には早速、中小企業庁、三和総合研究所、NHKなどから問い合わせがあったそうです。日本労協連の中田・専務理事は「渡りに船」と通産省に出かけ、本省の産業政策局や中小企業庁の課長補佐などと会談を行いました。また、これとは別に研究所の菅野専務理

事も中小企業庁指導部組織課の課長と会見し、イタリアやスペインなどの国際的経験などを紹介しながら、労働者協同組合への行政の理解と支援を要請しました。

法制問題をきっかけにした会談であったため、通産省側はもっぱら、現行の中小企業等協同組合法の労働者協同組合への適用の可否に問題関心があつたようですが、高齢者協同組合については強い関心を示したということです。また、労働者協同組合が雇用創出と相互扶助のために、「非分割積立金」という方式を採用していることについても、「失業対策として考えられるかもしれない」と一定の興味を示したようです。

日本労協連はその出自からして、これまで労働省をもっぱら行政側の窓口としてきました。通産省との対話が開始されたことは、行政への窓口がもう一つ広がったというばかりではなく、いよいよ労働者協同組合が日本の産業構造における重要な構成主体として登場する局面が開かれたことを意味しているのではないでしょうか。

### 「不況の中に労働者協同組合の旗を高く掲げて」

現下の不況は一時的あるいは循環的なものではなく、歴史的、構造的なものであることがいよいよ明らかになってきました。大型公共事業、輸出主導型の政策誘導、大企業本位の産業・財政・金融政策などに代表される従来型の景気対策はいずれもその有効性を失っています。

「政・官・業の癒着」あるいは「企業社会」と形容されるような、国家、産業、労働、生活など社会構造全体の見直しが迫られています。一方で「不況」が問題にされ、他方で「改革」がキーワードとして人々の口にのせられている今日こそ、わたしたちの理想、勇気、知恵が試されている時代だといつてもよいでしょう。

労働者協同組合法の制定を

長引く不況で雇用問題が深刻化している。昨年十一月完全失業者は百七十六万人を数え、完全失業率は二・八%を記録。今年は三百万人の大台に達するとの予測もある。こうした雇用情勢の中で、労働者や市民が雇用の場を創出するため自ら企業を興す労働者協同組合運動が広がっており、運動関係者からは「雇用対策の上からも、この運動を援助するための労働者協同組合法を制定してほしい」との声が高まっている。岩垂 弘（編集委員）

労働者協同組合と言つて、も一般的にはまだ人慣れない言葉だが、一言でいえば、労働者自身が出資、経営し、働く企業のことだ。生まれたのは一九七〇年半ばで、目的は労働者の働く場所を確保することにある。(つまり、相互扶助を目的とする就労を諒めなくなつたから)協同組合の一種で、労利を目的とする一般の企業とは異なる事業体だ。

主張·解說

税制上の不利益も解消された)を自らつくり、失業者を吸収するという方式を分けながら主な仕事だ。考え方出した。

七九年には、その連合会である日本労働者協同組合連合会(労協連、本部・東も増加傾向にある。九二年は生徒クラブ生協の仕事で、公團の緑化、商品の仕事で、増えている。こちらは「ワーカーズ・コード」

## 雇用の確保にも有効

### 税制上の不利益も解消

**税制上の不利益も解消**

人格のない社団には、  
業並みの課税となる。張である。ワーカーズ・コ  
ーディネイションでは、  
人格のない社団では、  
との契約で不利な立  
場に置かれる。自治体から  
これに対し、労働者の山  
本典子・雇用政策課長補  
佐は、「こゝにも有機質など  
と言われる」と、関係  
をそれでいる(?)唐突が、劣  
ないか。

協同組合が法律で認めており、税制面でも位置があるといふ。国でも労働の形態がしてきている。それに対応する法制度でが急がるべきでは

そこで、中小企業等協同組合法に基づく企業組合を促進するためにすでにシンガーランダムの全国で約百八十、組合四千五百人になった。ところが、関係者の懶みによっては法人格取得の登記する組合もある。こうすれば、法人格取得の権利を配分している。新たに法律をつくるとなると、それが業組合には税務上の特典はないなどだ。したがって、組合は設立しても、ほとんどない。他の省庁にかかることがある。このため、労働者協同組合を目指しながらもやむなさいだが」と話す。

管野正純・協同総合研究会

一九九四年一月五日 朝日新聞より